髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 丸
 人
 内

 丁目
 2
 2
 0
 号

 発
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則

ページ

- ◎母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 1
- ◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

9.4

規則

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第100号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和39年高知県規則第99号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令(」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(」に、「第38条及び」を「第31条の7及び第38条並びに」に、「(以下「改正施行令」」を「。以下「改正政令」」に、「において」を「において読み替えて」に、「及び寡婦福祉資金貸付金」を「(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第16条に規定する母子福祉資金貸付金をいう。以下同じ。)、父子福祉資金貸付金(法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金をいう。第15条において同じ。)及び寡婦福祉資金貸付金(法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金をいう。第16条において同じ。)並びに特例児童扶養資金(改正政令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金をいう。以下同じ。)」に、「決定通知」を「決定の通知」に改める。

第2条の見出しを「(母子福祉資金貸付金の貸付けの申請)」に改め、同条第1項中「母子及び 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第13条第1項の規定による貸付金」を 「法第13条第1項の規定に基づき母子福祉資金貸付金」に改め、同条第2項中「に係る申請にあっ ては、」を「の種別に応じ、それぞれ」に、「添付するものとする」を「添付しなければならな い」に改め、同項第1号中「事業開始資金及び」を「母子事業開始資金又は」に、「事業継続資 金」を「母子事業継続資金」に改め、同項第2号中「修学資金(以下「修学資金」」を「母子修学 資金(以下「母子修学資金」」に改め、同項第3号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」 に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「及び」を「又は」に、「就職支度資金(以下「就職支 度資金」」を「母子就職支度資金(第4条第2項第3号において「母子就職支度資金」」に改め、 同項第4号中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同項第5号中「生活資金」を「母子生活資金」を「母子医療介護資金」を「母子生を資金」に改め、同項第7号中「転宅 資金」を「母子転宅資金」に改め、同項第8号中「結婚資金」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 前各号に掲げる資金 当該各号に定める書類のほか、知事が特に必要があると認めるもの第2条第3項中「による貸付金」を「に基づき母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体(法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。第5条第2項において同じ。)」に改め、同条第4項中「定款又は寄附行為」を「定款等」に改め、同項第2号中「理事であって法第6条第1項に規定する配偶者のない女子」を「役員(法第6条第6項各号に定める役員をいう。第5条第2項第3号において同じ。)のうち配偶者のない女子(法第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。第5条第1項において同じ。)又は配偶者のない男子(法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)」に、「、同条第6項」を「同条第6項」に、「配偶者のない女子であって」を「配偶者のない者で」に、「証明する」を「配する」に改め、同項第3号中「母子福祉資金以外」を「母子福祉資金貸付金以外」に改め、同項第4号中「の行う全事業」を「が行う全ての事業」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「規定によ

る」を削り、「その貸付金」を「その母子福祉資金貸付金」に、「適当と」を「適当であると」に、「貸付決定通知書」を「貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。)」に改め、同条第2項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「決定を行った」を「決定をした」に改める。

第4条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「貸付決定」を「母子福祉資金貸付金の貸付けの決定」に、「借主の」を「借主が」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「資金ごとに、」を「資金の種別に応じ、それぞれ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 母子修学資金 就学したことを証する書類

第4条第2項第2号中「技能習得資金及び修業資金」を「母子技能習得資金又は母子修業資金」 に、「知識又は技能」を「知識技能」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 母子就職支度資金 就職が決定したことを証する書類

第4条第3項中「貸付決定」を「母子福祉資金貸付金の貸付けの決定」に、「借主の」を「借主が」に改める。

第5条の見出しを「(母子福祉資金貸付金の借受者の氏名の変更等の届出)」に改め、同条第1項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「女子」を「配偶者のない女子」に改め、同条第2項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体(以下「借受け団体」という。)が、」を「母子・父子福祉団体が、その」に、「当該借受け団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改め、同項第2号中「事業を廃止(相当期間にわたる休業等を含む。)した」を「当該事業を廃止した(相当期間にわたる休業等を含む。)」に改め、同項第3号中「理事」を「役員」に改め、同項第4号中「使用者を」を「貸付けの対象となった事業に使用される者を」に改める。

第6条の見出しを「(母子福祉資金貸付金の借受者の休学等の届出等)」に改め、同条第1項中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第2項中「又は改正施行令附則第4条第6項の規定による」を「の規定による資金の」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第7条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は改正施行令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金(以下「特例児童扶養資金」という。)」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「当該貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金」に、「及び」を「又は」に改め、「並びに改正施行令附則第4条第2項」を削り、「貸付金の増額」を「当該母子福祉資金貸付金の増額」に改め、同条第2項中「により貸付金」を「に基づき母子福祉資金貸付金」に、「申請する」を「申請しようとする」に改める。

第8条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金」に改め、同条第2項中「により貸付金を辞退又は減額しようと」を「に基づき母子福祉資金貸付金の辞退又は減額を申し出ようと」に改め、同条第3項中「による申出」を「により申出書の提出」に、「貸付けを中止又は貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金の貸付けを中止し、又は当該母子福祉資金貸付金」に改める。

第9条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「第15条」を「第15条第1項」に、「貸付金の」を「母子福祉資金貸付金の」に、「行わなければ」を「しなければ」に改め、同条第2項中「改正施行令」を「改正政令」に、「に基づく」を「に基づく母子福祉資金貸付金又は特例児童扶養資金に係る」に、「行わなければ」を「しなければ」に改め、同条第3項中「改正施行令」を「改正政令」に、「に基づく」を「に基づく特例児童扶養資金に係る」に、「行わなければ」を「しなければ」に改める。

第10条の見出しを「(母子福祉資金貸付金の償還免除等の通知)」に改め、同条中「に規定す

る」を「の規定による」に、「貸付金の償還の免除又は」を「母子福祉資金貸付金の償還の免除又は母子福祉資金貸付金若しくは特例児童扶養資金に係る」に改め、「当該借受者に」を削る。

第11条の前の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金等」に改め、同条第1項中「申請書等」を「書類」に、「当該居住地」を「当該申請者又は借受者の居住地」に、「第14条第1項に規定する」を「第14条第1項の」に、「)を経由して提出しなければ」を「)を経由してしなければ」に、「この場合において、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者は、当該町村長を経由して提出しなければならない。ただし、第3号の住所の変更届にあっては、当該福祉事務所の管轄区域外へ住所を変更したときは、旧居住地を管轄する福祉事務所長を経由し提出しなければならない」を「ただし、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する申請者又は借受者は、当該町村長を経由して提出するものとする」に改め、同項第1号及び第2号中「規定による」を削り、同項第3号中「規定による氏名又は住所の変更届」を「氏名・住所変更届」に改め、同項第4号中「規定による休学届及び」を「休学届又は」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「規定による」を削り、同項第8号中「規定による貸付辞退申出書及び」を「貸付辞退申出書又は」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「規定による」を削り、同項第9号から第11号までの規定中「規定による」を削り、同項第9号から第11号までの規定中「規定による」を削り、同項第9号から第11号までの規定中「規定による」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に掲げる氏名・住所変更届については、借受者がその居住地を管轄する福祉事務所 の管轄区域外に住所を変更したときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者の変更前の居住地 を管轄する福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

第11条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「当該福祉事務所長」を「福祉事務所長」に、「付して当該申請書」を「付し、当該貸付申請書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項後段」を「第1項ただし書」に、「申請書等」を「書類」に、「当該町村長」を「町村長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号から第11号までに掲げる書類については、借受者が県の区域外に居住するときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者の県内における最後の居住地を管轄する福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

第12条中「による申請書を提出した」を「により申請をした」に、「経由して行う」を「経由してする」に改め、同条第1号中「第3条の規定による貸付決定通知書及び」を「第3条第1項の貸付決定通知書又は同条第2項の」に改め、同条第2号中「償還免除申請及び支払猶予申請に対する承認通知書及び」を「承認通知書又は」に改める。

第13条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条中「規定による」を「規定に基づき」に、「整理する」を「及び整理する」に改め、同条ただし書中「管理及び利用する」を「管理し、及び利用する」に、「行い得る」を「行うことができる」に改める。

第14条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条中「借受者指導表」を「借受者指導表(第17条第3号において「借受者指導表」という。)」に、「整理して」を「及び整理して」に改める。

第16条第1号中「前条において」を「これらの規定を第15条及び前条において読み替えて」に、「申請書等」を「書類」に改め、同条第2号中「前条において」を「これらの規定を第15条及び前条において読み替えて」に改め、同条第3号中「第14条(」を「第14条(第15条及び」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条中「前条」を「第14条」に、「第11条第1項第11号」を「第11条第1項(第11号に係る部分に限る。)」に、「第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項並びに法第32条第3項において準用する法第14条の規定による寡婦福祉資金」を「法第32条の規定に基づく寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第16条とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第2条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項		
第2条第2項	法第13条第1項	法第32条第1項		
第2条第2項第1	施行令第7条第1号	施行令第36条第1号		
号	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金		
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金		
第2条第2項第2	施行令第7条第3号	施行令第36条第3号		
号	母子修学資金	寡婦修学資金		
第2条第2項第3	施行令第7条第4号	施行令第36条第4号		
号	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金		
	母子修業資金	寡婦修業資金		
	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金		
第2条第2項第4	施行令第7条第7号	施行令第36条第7号		
号	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金		
第2条第2項第5	施行令第7条第8号	施行令第36条第8号		
号	母子生活資金	寡婦生活資金		
第2条第2項第6	施行令第7条第9号	施行令第36条第9号		
号	母子住宅資金	寡婦住宅資金		
第2条第2項第7	施行令第7条第10号	施行令第36条第10号		
号	母子転宅資金	寡婦転宅資金		
第2条第2項第8	施行令第7条第11号	施行令第36条第11号		
号	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金		
第2条第2項第9	施行令第7条第12号	施行令第36条第12号		

号	-	+
	母子結婚資金	寡婦結婚資金
第2条第3項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて 準用する法第14条(各号を除く。)
	第5条第2項	第16条において読み替えて準用する 第5条第2項
第2条第4項第2号	第5条第2項第3号	第16条において準用する第5条第2 項第3号
	をいう。第5条第1項において同じ	をいう
	同条第6項に規定する配偶者のない 者で現に児童を扶養しているもの	同条第6項に規定する配偶者のない 者で現に児童を扶養しているもの又 は同条第4項に規定する寡婦
第2条第4項第3号	母子福祉資金貸付金以外	寡婦福祉資金貸付金以外
第3条第1項	前条第1項又は第3項	第16条において読み替えて準用する 前条第1項又は第3項
第4条第1項	前条第1項	第16条において読み替えて準用する 前条第1項
第4条第2項第1号	母子修学資金	寡婦修学資金
第4条第2項第2号	母子技能習得資金又は母子修業資金	寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金
第4条第2項第3号	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
第4条第3項	前条第1項	第16条において読み替えて準用する 前条第1項
第5条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
	施行令第9条第3項	施行令第38条において読み替えて準 用する施行令第9条第3項
	配偶者のない女子	寡婦(法第6条第4項に規定する寡

		婦をいう。)
	就職し、就学し	就学し
第5条第2項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて 準用する法第14条(各号を除く。)
第6条第1項	母子修学資金	寡婦修学資金
第6条第2項	施行令第12条	施行令第38条において読み替えて準 用する施行令第12条(第2項第2号 及び第3号を除く。)
	施行令第9条第3項	施行令第38条において読み替えて準 用する施行令第9条第3項
第6条第3項	法第13条第3項	法第32条第2項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、 母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、 寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	施行令第7条第3号から第5号まで 又は第8号	施行令第36条第3号から第5号まで 又は第8号
第8条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、 母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、 寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第9条第1項	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法 第15条第1項
第9条第2項	施行令第19条第1項又は改正政令附 則第4条第8項	施行令第38条において読み替えて準 用する施行令第19条第1項
	又は特例児童扶養資金に係る	に係る
第10条	前条第1項又は第2項	第16条において読み替えて準用する 前条第1項又は第2項
	若しくは特例児童扶養資金に係る	に係る
第11条第1項第1 号	第2条第1項	第16条において読み替えて準用する 第2条第1項
第11条第 1 項第 2 号	第4条第1項	第16条において読み替えて準用する 第4条第1項

第11条第 1 項第 3 号	第5条第1項	第16条において読み替えて準用する 第5条第1項
第11条第1項第4号	第6条第1項	第16条において読み替えて準用する 第6条第1項
第11条第1項第5号	第6条第2項	第16条において読み替えて準用する 第6条第2項
第11条第1項第6号	第6条第3項	第16条において読み替えて準用する 第6条第3項
第11条第1項第7 号	第7条第2項	第16条において準用する第7条第2 項
第11条第1項第8 号	第8条第2項	第16条において準用する第8条第2 項
第11条第1項第9 号	第9条第1項	第16条において読み替えて準用する 第9条第1項
第11条第 1 項第10 号	第9条第2項	第16条において読み替えて準用する 第9条第2項
第11条第3項	第1項第2号から第11号まで	第1項第2号から第10号まで
第11条第6項	、同項第10号に掲げる償還金支払猶 予申請書又は同項第11号に掲げる特 例児童扶養資金据置期間延長申請書	又は同項第10号に掲げる償還金支払 猶予申請書
第12条	第9条第1項若しくは第2項	第16条において読み替えて準用する 第9条第1項若しくは第2項
第12条第 1 号	第3条第1項	第16条において読み替えて準用する 第3条第1項
第12条第2号	第10条	第16条において読み替えて準用する 第10条
第13条	法第13条第1項	法第32条第1項
	法第14条	同条第4項において読み替えて準用 する法第14条(各号を除く。)

第14条の次に次の1条を加える。 (父子福祉資金貸付金の貸付け)

第15条 第2条から前条まで(第9条第3項及び第11条第1項(第11号に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、法第31条の6の規定に基づく父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

11.31 3-37 3 31 1					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第2条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項			
第2条第2項	法第13条第1項	法第31条の6第1項			
第2条第2項第1号	施行令第7条第1号	施行令第31条の5第1号			
万	母子事業開始資金	父子事業開始資金			
	母子事業継続資金	父子事業継続資金			
第2条第2項第2	施行令第7条第3号	施行令第31条の5第3号			
号 	母子修学資金	父子修学資金			
第2条第2項第3号	施行令第7条第4号	施行令第31条の5第4号			
7 	母子技能習得資金	父子技能習得資金			
	母子修業資金	父子修業資金			
	母子就職支度資金	父子就職支度資金			
第2条第2項第4号	施行令第7条第7号	施行令第31条の5第7号			
7	母子医療介護資金	父子医療介護資金			
第2条第2項第5号	施行令第7条第8号	施行令第31条の5第8号			
7 	母子生活資金	父子生活資金			
第2条第2項第6号	施行令第7条第9号	施行令第31条の5第9号			
7	母子住宅資金	父子住宅資金			
第2条第2項第7号	施行令第7条第10号	施行令第31条の 5 第10号			
1 4	l	1			

	母子転宅資金	父子転宅資金
第2条第2項第8号	施行令第7条第11号	施行令第31条の 5 第11号
7	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第2条第2項第9	施行令第7条第12号	施行令第31条の 5 第12号
万	母子結婚資金	父子結婚資金
第2条第3項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条(各号を除く。)
	第5条第2項	第15条において読み替えて準用する 第5条第2項
第2条第4項第2号	第5条第2項第3号	第15条において準用する第5条第2 項第3号
	をいう。第5条第1項において同じ	をいう
第2条第4項第3号	母子福祉資金貸付金以外	父子福祉資金貸付金以外
第3条第1項	前条第1項又は第3項	第15条において読み替えて準用する 前条第1項又は第3項
第4条第1項	前条第1項	第15条において読み替えて準用する 前条第1項
第4条第2項第1号	母子修学資金	父子修学資金
第4条第2項第2号	母子技能習得資金又は母子修業資金	父子技能習得資金又は父子修業資金
第4条第2項第3号	母子就職支度資金	父子就職支度資金
第4条第3項	前条第1項	第15条において読み替えて準用する 前条第1項
第5条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項

	施行令第9条第3項	施行令第31条の7において読み替え て準用する施行令第9条第3項
	配偶者のない女子	配偶者のない男子(法第6条第2項 に規定する配偶者のない男子をい う。)
第5条第2項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条(各号を除く。)
第6条第1項	母子修学資金	父子修学資金
第6条第2項	施行令第12条	施行令第31条の7において読み替え て準用する施行令第12条
	施行令第9条第3項	施行令第31条の7において読み替え て準用する施行令第9条第3項
第6条第3項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、 母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、 父子修業資金又は父子生活資金
	施行令第7条第3号から第5号まで 又は第8号	施行令第31条の5第3号から第5号 まで又は第8号
第8条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、 母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、 父子修業資金又は父子生活資金
第9条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用す る法第15条第1項
第9条第2項	施行令第19条第1項又は改正政令附 則第4条第8項	施行令第31条の7において読み替え て準用する施行令第19条第1項
	又は特例児童扶養資金に係る	に係る
第10条	前条第1項又は第2項	第15条において読み替えて準用する 前条第1項又は第2項
	若しくは特例児童扶養資金に係る	に係る
第11条第1項第1 号	第2条第1項	第15条において読み替えて準用する 第2条第1項

第11条第 1 項第 2 号	第4条第1項	第15条において読み替えて準用する 第4条第1項
第11条第1項第3号	第5条第1項	第15条において読み替えて準用する 第5条第1項
第11条第1項第4号	第6条第1項	第15条において読み替えて準用する 第6条第1項
第11条第1項第5 号	第6条第2項	第15条において読み替えて準用する 第6条第2項
第11条第1項第6 号	第6条第3項	第15条において読み替えて準用する 第6条第3項
第11条第1項第7 号	第7条第2項	第15条において準用する第7条第2 項
第11条第 1 項第 8 号	第8条第2項	第15条において準用する第8条第2 項
第11条第1項第9 号	第9条第1項	第15条において読み替えて準用する 第9条第1項
第11条第 1 項第10 号	第9条第2項	第15条において読み替えて準用する 第9条第2項
第11条第3項	第1項第2号から第11号まで	第1項第2号から第10号まで
第11条第6項	、同項第10号に掲げる償還金支払猶 予申請書又は同項第11号に掲げる特 例児童扶養資金据置期間延長申請書	又は同項第10号に掲げる償還金支払 猶予申請書
第12条	第9条第1項若しくは第2項	第15条において読み替えて準用する 第9条第1項若しくは第2項
第12条第 1 号	第3条第1項	第15条において読み替えて準用する 第3条第1項
第12条第2号	第10条	第15条において読み替えて準用する 第10条
第13条	法第13条第1項	法第31条の6第1項
I	l	

些

法第14条	同条第4項において読み替えて準用
	同条第4項において読み替えて準用 する法第14条(各号を除く。)

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

*	※町村 福祉保健所又は福祉事務所					本課					
受付年 月日		受付年 月日			受付年 月日			貸付決定 年月日			
受付番 号		受付番 号					貸付決定 番号				
*				決定の	り内容						
資金の種別	itmi			資金	償還期間	ı		年 年	月月	日から 日まで	
貸付金額	į	円(月額	頂	円)	償還方法	Ė	月賦				
貸付期間]	年年	月月	日から 日まで	審査意見	L					

年 月 日

高知県知事

申請者 氏名 印 電話番号

貸付申請書

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

資金別	念の種						資金	申記	青金額		円	(月額		円)
貸付期間			年年	月 月		ヨから ヨまで	据置期間				年	月		
償還の方法及び期間			月賦					年償還	•					
申請者	ふりがな 氏名							児童	児 氏名					
者	生年月	目			年	月	日	等	生年月	月日		年	月	日
	住所								住所 申請者と の続柄					
	本籍													
	職業別収入収)								修学5 は修業 の名種	業先				

配俚	氏名		配化	配偶者関係について該当するものを○で囲んでください。							
偶者の	八名	法律婚 · 事実婚									
状況	勤務先又			病死・交通事故死・その他の死亡・離婚・生死不明・遺棄・海 外在留・心身障害・法令拘禁・未婚の母・未婚の父・その他							
	は職業		上記	事実の発生	年	月日		4	年月	1	目
家族	申請者と の続柄	氏	:名	年齢		司居又は 刊居の別		勤務先又は	職業	収	入 (月収)
の状	本人										円
況											
申請		収入(1)	月につき))き) 支				支出(1月につき)			
者	区分	金額	区分	金額		区分	金額		区分	٢	金額
の生計状	給与収入	円	内職収入	F	円	住居費		円	教育費		円
祝況	農林業収入		親戚、知 人等から の援助								
	事業収入					衣料費					
	公的年金 (児童扶養 手当等)		計			光熱水費	ť		計		

(裏面)

申請	青者	の資産	ぎの状況											
申記者 0	青り	借入金	の種類	又は目的			借入	.先					-	
借り金の	\	借入金	注額			円	未償	還金額	Į					円
状沙		借入年	月日		年	月 日	償還	完了	定年	月日		年	月	日
		を受ける理由					償還	の財源	原					
連帯	住	所							電話者	番号				
保証	氏	名				生年月日		年	月	日	申請報 の関係	新と 系	Ī	
人の状		務先ス 職業	ζ.			勤務先の 電話番号					収入 (年 収)			円
況	住	所							電話者	番号				
	氏	名				生年月日		年	月	日	申請者の関係	野と		
		務先ス 職業	2			勤務先の 電話番号					収入 (年 収)	•		円
備者	25													
Т	二記	の借え		いて同意 D 月 日	します。									
			+	д п		法定任	代理人	住所氏名					Œ	1
T	記	の借え	れにつ	いて連帯し	して債務を	負担しまっ	r.							
			年	月 日		`声世/	マス スコン・スコン 人	Aric						
						理	お此人	住所 氏名					Œ.	(i)
						連帯係	米証人							_
								氏名					Œ	1

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 「児童等」欄は、扶養している児童又は20歳以上である子等について、母子・父子・寡婦 修学資金、母子・父子・寡婦修業資金、児童に係る母子・父子就職支度資金又は母子・父子 ・寡婦就学支度資金を借り入れようとする場合にのみ記入してください。
 - 3 「申請者の生計状況」欄の収入の金額は、収入から収入を得るために要した経費を差し引き、また、現物収入は、金額に換算して記入してください。
 - 4 「申請者の資産の状況」欄は、家屋、土地等について、自家又は借家の別、自己所有地又は借地の別、面積等を記入してください。
 - 5 「申請者の借入金の状況」欄は、他からの借入金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法によ

る他の貸付金の借入れの状況について記入してください。

- 6 「貸付けを受けようとする理由」欄及び「償還の財源」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 7 児童本人が貸付けを受けようとするときは、法定代理人の同意を必要とします。
- 8 この申請書には、戸籍の謄本又は抄本、申請者に係る県税について滯納がない旨の納税証明書及び別記第2号様式並びに貸付金の種別に応じて別記第3号様式から別記第10号様式の2までの書類その他必要な書類を添えなければなりませんので、居住地の福祉保健所若しくは福祉事務所又は町村役場にお尋ねください。

第2号様式(第2条関係)

母子・父子・寡婦世帯証明書

1 申請者本人に関する事項

住所	
氏名	

2 申請者の配偶者に関する事項

婚姻の別及び年月日	法律婚 · 事実婚	年	月	日
母子、父子又は寡婦と なった原因及び年月日	死亡・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・心身 障害・法令拘禁・未婚の母・未婚の父・その他	生	月	日
備考				

3 申請者が扶養している児童等に関する事項

申請者と の続柄	氏名	生年月日	学校名又は勤務 先若しくは職業	同居又は 別居の別	住所	備考

4 申請者の所得に関する事項(申請時の直近のもの

年分)

世帯内の	所得のある者					
申請者と の続柄	氏名	総所得額	所得税額	県市町村民税額	備考	
世帯主		円	円	均等割 円 所得割 円		

5 申請者の納税の状況に関する事項(申請時の直近のもの

年分)

区分	税額	滞納額	区分	税額	滞納額
県市町村民税	円	円		円	円

上記のとおりで、現に婚姻 (事実婚を含みます。) をしていないことを証明します。 ${\bf F} \qquad {\bf F} \qquad {\bf F}$

市町村長

ED

私

恒

第3号様式(第2条関係)

事業開始・事業継続計画書

資金	金の種別	IJ				事業	開始	資金 ・		事業継	続資金		
申請	青者の足	6名				申詞	青者	の職歴					
計画	画又は野	見在の事	事業の種類	Ą		•		·					
	美場の戸 ド事業戸			•				事業場 所有形	の態	自己所有	ぼ・借家 (月額	[円)
現在		収	入			支	出			純益	現在の事業の資金		
0	区	分	金額		区分	7		金額		和出金	区分		金額
事業				円				円			自己資金	:	円
成績											借入金		
,,,,													
	ii n	+			計					円	計		
現才	■又は Eの事 O内容							将来の 業計画	1				
資 ^		区分			金額	資 ^		区分	•	金額	区分		金額
金の	自己資	金		円		金の使				円			円
調達計	母子· 祉資金	父子 全貸付会	· 寡婦福		:								
画	他の借	古入金				画							
	親戚、援助	知人等	等からの										
		計									計		
借			収入						支	:出	•	·	純益
入後		区分	7		金額			区分			金額		70亿1000
の収						円					円		
支予													
定												,	
		計						計					円
備者	夸												

注 「現在の事業成績」欄は、母子・父子・寡婦事業継続資金の貸付申請をする場合にのみ記入してください。

(裏面)

1 事業場付近の略図

2 居住地付近の略図

3 事業場の電話番号

辍

第4号様式(第2条関係)

修学資金貸付推薦書及び計画書

由誰	老の)氏名				就	全日制・定時	幸制・通信#	:1 •	(単位制)	
就学		氏名				就学する学校	入学時期:		Ę.	月	
る児		八名				る当	<u> </u>	高等学校		科第	学年
等		生年月日	年	- 月	日	字校	<u> </u>	大学	部		年
						名	立	学校		科第	学年
人物	人反	戊績、健康、	クラブ活動	か、家庭等に	こつし	ハて					
	. ≑⊐ ∧	V * M · D ·	7 . /> 7 . :	宮 紀 佐 沙 次	$\Delta \sigma$	/#:亚	者として適識	ルカギ った:	z 1. =	却みさかっ	++0
		ワ有は、母: 夢します。	于·义于·	景 师修子賞	金0.	が一方	(有として適)	ヨな有 じめ	2 C i	絡められる	£ 9 ()
• •	1 11-20	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							年	月	日
唐	知県	具知事		様							
							学校長			卸	
							于以及			Hi	
				申請者の名	今後	1月	間の収支予定				
資		区分		金額		資		区分		金額	Į
金の	給与収入				Р	金の					円
調	水口 一	F4X/\					í E/GA				
達計	農村	木業収入				途計	飲食費				
画	# 4	4-ihr 1				直	i				
-							衣料費				
		子・父子・舅 資付金	基婦福祉資				光熱水費				
-		7.7.並	音扶養毛当				tut - La-Ma				
	等)	3 1 3E () EG					教育費				
	親星	対、知人等か	いらの援助								
-											
-											
		計						計			
		īΤ						μl			
備考	;										

第5号様式(第2条関係)

技能習得・修業・就職支度計画書

資金	色の利	重別	I	技能習	1422	•	修業資金	• ;	就職支度資金	
申討	青者	氏名			修業又 は就職	氏名				
		職歴			をする児童等	最終 学歴	年	学校・大 月 日卒	:学 :業・卒業予定	科 • 修了
		•		申請	者の今後	21月間	間の収支予定			
資金			区分		金額	資金	Z	分	金智	Į
亚の調	給	与収入				円 並の使	住居費			円
達計画	農材	木業収え	Д			途計	飲食費			
画	• •	業収入				画	衣料費			
		子・父- 貸付金	子・寡婦福	祉資			光熱水費			
	公的等)		(児童扶養	手当			教育費			
	親原	成、知)	人等からの	援助						
			計				Ī	計		
	ŧ	母子・2	父子・寡婦	技能習得資	金又は氏	! 子・彡	ミ子・寡婦修業	資金の貸	付申請の場合	
		导先又に の名称	す				能習得先又は(先の所在地	修		
技能	も習行 を先	导先又に の業種	す				能習得又は修 修了後の資格	業		
技育	七習行	导又は個	多業の期間	1週当た		月日間	目から	年 月	日まで	月間
			は修業後の 又入見込み							
			母-	子・父子・	寡婦就職	支度資	資金の貸付申請	青の場合		
就耶	30000000000000000000000000000000000000	定年月日	3	年	月	日就	職先での職種			
就耶	戦先の	の名称				就	職先での給与	月額	円(日額	円)
就罪	戦先の	の所在は	也							

注 「申請者の今後1月間の収支予定」欄は、母子・父子・寡婦技能習得資金又は母子・父子・寡婦修業資金の貸付申請の場合にのみ記入してください。

報

第6号様式(第2条関係)

診断書

住所		生年月日	年	三 月	日
氏名		傷病発生年月日	年	三月	目
病名及び病状					
療養予定期間 又は療養期間	療養予定・療養済み	年 月 日から	年	月	目まで
概算医療費			円		
備考					
	の診断します。 月 日 病院又は診療所	名称 診療担当科名			
		医師又は歯科医師の氏名			Ø

注 療養済みのときは、医療費の請求書を添えてください。

第7号様式(第2条関係)

生活計画書

		申請者の今後	1月間	の収支予定	
調達	区分	金額	資金	区分	金額
の調	給与収入	P	の使	住居費	F
計	農林業収入		金計画	飲食費	
Щ	事業収入		Щ	衣料費	
	母子·父子·寡婦福祉資 金貸付金			光熱水費	
į	公的年金(児童扶養手当等)			教育費	
	親戚、知人等からの援助				
	計			計	
并も	せて貸付申請しようとする資	資金	技	能習得資金 · 医	医療介護資金
#+I	_				
前才	7				

第8号様式(第2条関係)

住宅取得・補修計画書

申請	情者の ほ	氏名			住	老の取る	得年月	日	年	月	目	建築・購入
住宅	この構造	造及び	建築面積		1							
住宅の補修箇所及び補修面積												
住宅	三の取行	导又は	補修の理由									
資金達計	金の調	区分	自己資金	母子・5 ・寡婦礼 資金貸付	畐祉	他の信	告入金	親戚、知事からの助	の援			1
		金額	F	Э	円		円		円		円	円
住宅の平面図	N 4	<u>. </u>										
見積	品名》	又は種	別数量	単価	4	企額	品名又	又は種別	数量		単価	金額
書				円		円					F	円
								計				円
	上記のとおり見積もります。 年 月 日 請負者 住所											
								氏				(F)
備考	ž.											

- 注 1 「住宅の構造及び建築面積」欄は、平屋建て、二階建て、瓦ぶき、スレートぶき等の別を記入してください。
 - 2 住宅の補修の場合は、住宅の平面図に補修箇所を表示してください

(裏面)

1 取得する住宅の所在地付近の略図

2 居住地付近(補修する住宅の所在地付近)の略図

			An
塞9	号梯式	(第2	条関係)

申請者の	の氏名								
移転前の	の住所								
移転後の住所									
移転後 の住宅 の家主	住所								
の家主	氏名								
転宅予定	定年月日	3				年	月	日	
転宅のた	きめの東	公要経費							
L. ≑a ∠	ひし ナンル	n +口'会よ !	0 + 1+ 1						

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

家主 氏名

Ø

資金	区分	金額	資金	区分	金額	区分	金額
の調	自己資金	円	の使		円		円
達計画	母子・父子・寡婦福 祉資金貸付金		途計画				
四	他の借入金		囲				
	親戚、知人等からの 援助						
	計					1	

注 「転宅のための必要経費」欄は、敷金、礼金、前家賃等について、内訳ごとにその金額を記入してください。

(裏面)

1 移転前の居住地付近の略図

2 移転後の居住地付近の略図

$\langle \! \langle$	
世	
私	

報

(火曜日) 平成26年10月21日

入学支度計画書

申請	者の氏名										
入学する	氏名								-		
児童	入学前 の学歴			学校		大学				科	
	の学歴		年	月	目	卒業	•	卒業予定	•	修了	
入学 を希	所在地										
入を望る校	名称										

上記のとおり相違ありません。

区分

計

自己資金

年 月 日

金額

金の 円

学校長

円

金額

区分 金額 円

計

印

資金の調達計画 使途計 母子・父子・寡婦福 祉資金貸付金 画 他の借入金 親戚、知人等からの 援助

区分

第10号様式の2 (第2条関係)

結婚計画書

申請	青者 0)氏名										
結め	野す	住所										
等	見童	氏名					生年月	日	左	F	月	日
		勤務先	又は職業						申請者と の続柄			
結如相引	昏の E方	住所	Į.									
,,,,	, ,,	氏名					生年月	日	Æ	F	月	日
		勤務先	又は職業									
結如	昏予気	2年月日					年	月	目			
資金		区分	}	金額	資金	区分	金額		区分		金額	
の調		2資金		円	の使			円				円
達計画	達 母子・父子・寡婦福 計 神資金貸付金				途計画							
H					I							
		計							計			
					1					ı		
備者	夸											

15

注 資金の使途については、見積書を添えてください。

账

第11号様式 (第2条関係)

*	※ 本課												
受付年月日		貸付決定年月日	†決定年月日										
受付番号		貸付決定番号											
*	※ 決定の内容												
資金の種 別	資金	償還期間	年年	月月	目から 目まで								
貸付金額	円 (月額 円)	償還方法 月賦											
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	審査意見											

年 月 日

高知県知事様

申請者 主たる事務所 の所在地 名称及び代表 者の職・氏名 電話番号

貸付申請書(母子・父子福祉団体用)

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

資金別	金の種				資金	申請	金額		円	(月額		円)
貸付期間		年 年	月月	目から 目まで	据置	期間			年		月	
償還	量の方法	よ及び期間	月賦			左	F償還					
申請												
者	者法人の名称											
	法人の設立許可 (認可) 年月日 及び登記年月日					年年	月月	日登記	許可	J •	認可	
	貸付に業の利	ナに係る事 重類										
		けに係る事 D所在地										
	貸付けに係る事 業場の使用人員		配偶者の扶養して	ない者 いるも	ずで現に児っの又は寡	童を 婦	そ	の他の者			計	
						名		名	1			名

	貸付その	けけに係る つ他の者 さきは、	る事業に を使用す その理由						
役員の住	職名	住	所	氏名	性別	生年月日	配偶者 の有無	配偶者と の生別、 死別、そ の他の別	職業及び収 入(年収)
住所及									
及び氏									
名等									
寺									
償還計		償還年次 償還金充当財源の調達方法						方法	
計	1	(年)						
画	2	(年)						
	3	(年)				·		
	4	(年)						
備者	2								

(裏面)

貸作の信	付けに係る₹ 住所及び氏々	事業に使用 [、] 名等	する者	のうり	ち配偶	者の	な	い者で	現に	児童	を扶養	して	いるも	の又	は寡婦
						#I 7 /E	Ħ	配偶者	ŕ と			家庭	宝の状?	兄	
	住所	氏名	性別	生年	月日	配信 者の 有無)	の生別 死別、 の他の	7	氏	:名	生生	F月日	続柄	扶養 の有 無
		法人	の資産	を の状	:況(-		年	月	日	現在)		-		
財産	物件別	土地	建	物	附帯備	設	器品	物備	有分券	価証	預金び現	: 及 金	その	也	計
基本財	数量	m²	構造	m²	構造			名 [量	種別	[1]					
産	評価額	円		円		円		円		円		円		円	円
運用	数量	m²	構造	m²	構造		品数	名(量	種別	[1]					

財産	評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
負債	区分	母子·父子 祉資金貸付		他の借	入金	未払金	その他	1111	+
	金額		円		円		円		円
資產	É総額			円	正味資	産額			円

貸付けに係る事業の概要及び資金の使途計画

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 「償還計画」欄は、その調達方法をできるだけ具体的に記入し、償還が可能であることを 明らかにしてください。
 - 3 「家庭の状況」欄は、事業に使用する者が現に扶養している児童及びその他の家族について記入してください。
 - 4 「法人の資産の状況」欄の記入方法等は、次のとおりです。
 - (1) 基本財産及び運用財産の評価額は、時価を記入してください。
 - (2) 「負債」欄の「他の借入金」については、借入先、償還方法等を明らかにした書面を添えてください。
 - (3) 「資産総額」欄は、基本財産及び運用財産の評価額の合計額を記入してください。
 - (4) 「正味資産額」欄は、資産総額から負債合計額を差し引いた額を記入してください。
 - 5 「貸付けに係る事業の概要及び資金の使途計画」欄は、貸付けに係る事業場の構造及び面積、貸付けに係る事業の内容、事業費の総額、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の使用目的等について具体的に記入してください。
 - 6 この申請書には、次の書類を添えてください。
 - (1) 定款等の写し
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 役員のうち配偶者のない女子又は配偶者のない男子及び貸付けを受けようとする事業 に使用する者のうち配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦については、 その事実を証明する書類(母子・父子自立支援員の証明書等)
 - (4) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金以外の借入金の状況を明らかにした書類
 - (5) 法人が行う全ての事業の前会計年度における収支計算書
 - (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が特に必要があると認める書類
 - 7 その他関係書類の提示又は提出を求めることがあります。
 - 8 「役員」、「配偶者のない女子」、「配偶者のない男子」、「配偶者のない者で現に児童 を扶養しているもの」及び「寡婦」の定義は、母子及び父子並びに寡婦福祉法によります。

盘

第12号様式 (第3条関係)

貸付決定番号第

年 月 日

住所

氏名

(母子・父子福祉団体のときは、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名

高知県知事

貸付決定通知書

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を次のとおり貸し付けます。

資金	金の種別								Ĭ	金金	
貸付金	総額				百万	十万	万	千	百	+	円
額	貸付期間 及び月額	·	年	月	日才	h b	年	月	日まで	月額	円
利			据置	置期間	間経過	後年	パー1	セント	· 無	利子	
償還				年	月	日から			年 月	月日	まで
償還	量方法	月賦									

第13号様式 (第3条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

£Π

住所

氏名

様

母子・父子福祉団体のときは、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名

高知県知事

不貸付決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、下記の理由により貸し付けないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 貸付申請のあった資金の種別
- 2 決定理由

足

第14号様式 (第4条関係)

資金の種別		資金
貸付決定番号	第	号
福祉化	呆健所・福祉事務所	経由

年 月 日

高知県知事

借主 住所

氏名

(EII)

連帯借主 住所

氏名 📵

借用書

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借り入れます。

なお、この借入れについては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等 の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

資金	をの種別									資金	
借入金額	総額			Ī	百万	十万	万	千	百	+	円
額	借入期間 及び月額		年	月	日7	から	年	5. 月	日まで	· 月額	円
利日	<u>z</u> .		据置	量期間	目経過	後年	パー	ーセント	• #	無利子	
償還	量期間			年	月	日か	6		年	月 巨	まで
償退	量方法	月賦									

上記の借入れについて同意します。

年 月 日

法定代理人 住所

氏名 (6)

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住所

氏名

-V-H

連帯保証人 住所

氏名

- 注 1 配偶者のない者が扶養している児童若しくは20歳以上である子等又は寡婦が扶養 している20歳以上である子等に係る資金の借入れについては、その児童又は20歳以 上である子等が連帯借主に加わらなければなりません。
 - 2 児童本人の借入れについては、法定代理人の同意を必要とします。
 - 3 金額は、アラビア数字を用いて記入してください。
 - 4 この借用書に押印する借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の印鑑については、実印とし、押印した印鑑について市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください(児童については、必要ありません。)。

第15号様式 (第4条関係)

資金の種別		資金
貸付決定番号	第	号

年 月 日

高知県知事

借主 主たる事務所 の所在地

様

名称及び代表

者の職・氏名

(連帯借主)

借用書(母子・父子福祉団体用)

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借り入れます。

なお、この借入れについては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等 の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

資金の種別						資	金
借入金額						円	
借入期間		年	月	日から	年	月	日まで
利子	据置期間紹	E 過後年		パーセント			
償還期間		年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	月賦						

注 連帯借主には、役員全員の住所及び氏名を記入し、明確に押印してください。

6

		貸付決定番号		第	号				貸付決定番号		第	
		福祉化	呆健所・福	ā祉事務所	経由						年	
				年 月	E E						'	
						i	高知県知事	様				
高知県知事	様							届	出者 主たる事務所	fr		
		届出者 住庭	斤					/Ш	の所在地	'		
		氏生			(EII)				名称及び代表	長		
		電話	舌番号						者の職・氏名	7		
	氏名・住戸								電話番号			
	24°H (II).	// 久久温						名称・司	f在地変更届			
下記のとおり氏名(住所)	を変更しましたの	ので、届け出まっ	r.					F17 //	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	를 가게 되었다.	1					下記のとおり名称((主たる事務所の所在	地)を変更しました	こので、	届け出ま	Ξ
	記	2					下記のとおり名称((主たる事務所の所在		こので、	届け出ま	11/
1 氏名の変更	記	2					下記のとおり名称((主たる事務所の所在	地)を変更しました 記	こので、	届け出ま	11/
1 氏名の変更 変更前	î	2					下記のとおり名称(名称の変更	(主たる事務所の所在		こので、	届け出ま	11/
	記					1		(主たる事務所の所在		こので、	届け出ま	
変更前	記	年,	l B			1	名称の変更	(主たる事務所の所在		こので、	届け出ま	
変更後	î		l B			1	名称の変更	(主たる事務所の所在			届け出ま	
変更後	हैंट		Н			1	名称の変更 変更前 変更後	(主たる事務所の所在	記			
変更前 変更後 変更年月日	fic		l E				名称の変更 変更前 変更後		記			
変更前 変更後 変更年月日 2 住所の変更	it		Н П				名称の変更 変更前 変更後 変更年月日		記			
変更前 変更後 変更年月日 住所の変更 変更前	î						名称の変更 変更前 変更後 変更年月日 主たる事務所の所		記			

3 変更の理由

20

私

恒

		貸付決定番	号	第	
				年	月
高知県知事	様				
	届	出者 主たる事	孫所		
		の所在地			
		名称及び 者の職・			
		電話番号			
	事業に関	する変更届			
下記のとおり事業につ	いて変更等をしま	したので、届け	け出ます。		
		記			
1 事業の内容の変更					
変更前					
変更後					
変更の理由					
変更年月日		年	月	目	
2 事務を行う場所の変変更前	更				
	更				
変更前	更				
変更後	· 更	年	月	Ħ	
変更前 変更後 変更の理由		<u> </u>	Я	Ħ	

貸付決定番号	第		号
		_	

年 月 日

高知県知事

届出者 主たる事務所

の所在地 名称及び代表 者の職・氏名 電話番号

印

役員に関する変更届

下記のとおり役員について変更等がありましたので、届け出ます。

記

1 氏名又は住所の変更(職名

 医更前
 変更前

 変更後
 年月日

2 改選による変更(職名

	氏名		住所	
退任者				
就任者				
変更年月日		年	月	日

3 死亡その他の異動(職名

	氏名		住所	
死亡				
その他 ()				
異動年月日		年	月	Ħ

4 その他参考事項

...

私

恒

|--|

貸付決定番号 第 뮺 年 月 日

高知県知事 様

> 届出者 主たる事務所 の所在地 名称及び代表 者の職・氏名 電話番号

使用者変更届

下記のとおり貸付けの対象となりました事業に使用する者について変更がありましたの で、届け出ます。

記

1 解雇又は退職

氏名				
理由その他				
事実発生年月日		年	月	Ħ

2 新たな採用

採月	用年月日					年	月		日		
	氏名		住	所		性別	生年月	目	配者の	配別、その	禺者の生 死別、 の他の別
家庭	氏名		生年月日	続柄	扶養の 有無	E	氏名	生年	月日	続柄	扶養の 有無
の状況											
1/4											
備者	備考										

注 書き切れないときは、別紙に記載し、添えてください。

第21号様式 (第6条関係)

貸付決定番号	第	号
福祉化	呆健所・福祉事務所	経由

年 月 日

高知県知事

届出者 住所 氏名 電話番号

休学届

様

下記のとおり休学しましたので、届け出ます。

記

- 1 修学をしている者の氏名
- 2 修学をしている学校

課程	学村	交名	科名		学年
全日制 定時制 通信制 (単位制)	立 立 立	高等学校 大学 学校	部	科科	年

- 3 休学予定期間
 - 年 月 日から
- 年 月 日まで 年 月

囙

- 4 休学の理由
- 5 貸付けの決定を受けている資金の借入金額及び借入期間

借入金額			借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

上記のとおり休学を許可したことを証明します。

年 月 日

学校長

注 「休学の理由」欄は、その事情を詳しく記入し、病気による場合は、医師の診断書を 添えてください。

榖

第22号様式 (第6条関係)

貸付決定番号 福祉保健所 · 福祉事務所 経由

年 月 日

高知県知事 様

> 届出者 住所 氏名 電話番号

復学届

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

記

- 1 修学をしている者の氏名
- 2 修学をしている学校

課程	学校	交名	科名		学年
全日制 定時制 通信制 (単位制)	立 立 立	高等学校 大学 学校	部	科科	年

3 休学していた期間

年 月 目から

年 月 目まで 年 月

4 復学した年月日

年 月 日

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

学校長

囙

第23号様式 (第6条関係)

貸付決定番号 号 福祉保健所·福祉事務所 経由

年 月 日

高知県知事

届出者 住所

氏名

電話番号

借受け資格喪失届

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けを停止される事由に該当し、借 受け資格を失いましたので、届け出ます。

記

2 借受け資格を失った年月日

年 月 日

3 借受け資格を失った理由

注 借受者が死亡したときは、同居の親族(母子・父子・寡婦修学資金又は母子・父子・ 寡婦修業資金の貸付けを受けているときは、その修学をし、又は知識技能を習得してい る児童又は20歳以上である子等)又は連帯保証人が代わって届け出てください。

1 借受者の氏名

第24号様式 (第6条関係)

貸付決定番号	第	号
福祉化	呆健所・福祉事務所	経由

年 月 日

高知県知事

継続貸付申出書

配偶者のない者が死亡しましたが、継続して母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 資金の種別
- 2 配偶者のない者の氏名
- 3 配偶者のない者の死亡年月日

年 月 日

- 4 継続して貸付けを受けることができる要件に該当している理由
- 5 貸付けの決定を受けている資金の借入金額及び借入期間

借入金額			借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

6 継続を申し出る資金の借入金額及び借入期間

継続後の借入金 額		継	続後の借入期	間		
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

上記のとおり借入れを継続することに同意します。

年 月 日

 法定代理人
 住所

 氏名
 頃

 連帯保証人
 住所

 氏名
 頃

 連帯保証人
 住所

氏名

注 児童が継続して貸付けを受けようとするときは、法定代理人の同意を必要とします。

第25号様式 (第7条関係)

貸付決定番号 第 号 福祉保健所・福祉事務所 経由

年 月 日

高知県知事

貸付金増額申請書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の増額を申請します。

記

1 資金の種別

2 現在の借入金額

月額 円

3 増額後の借入金額

月額

4 増額の時期

年 月分から

5 増額の理由

上記のとおり借入れの増額について同意します。

年 月 日

法定代理人 住所

氏名 @

上記のとおり増額後の借入れについて連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

注 児童が貸付けを受けているときは、法定代理人の同意を必要とします。

24

些

私

恒

第26号様式(第8条関係)

貸付決定番号	第	号
福祉化	呆健所・福祉事務所	経由

年 月 日

高知県知事

様

申出者 住所氏名電話番号

貸付辞退申出書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けを辞退したいので、申し出ます。

記

- 1 資金の種別
- 2 貸付けの決定を受けている資金の借入金額及び借入期間

借入金額			借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

3 既に貸付けを受けている資金の借入金額及び借入期間

既借入金額			既借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

4 貸付けを辞退する時期

年 月分から

5 貸付けを辞退する理由

第27号様式 (第8条関係)

貸付決定番号 第 号 福祉保健所・福祉事務所 経由

年 月 日

高知県知事

様

申出者 住所

氏名

電話番号

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の減額を申し出ます。

記

貸付金減額申出書

1 資金の種別

2 現在の借入金額

月額 円

3 減額後の借入金額

月額 円

4 減額の時期

年 月分から

5 減額の理由

22

足

恒

第28号様式 (第9条関係)

貸付決定番号	第	号		
福祉化	福祉保健所・福祉事務所			

年 月 日

高知県知事

申請者 住所 氏名 電話番号

貸付金一部·全部償還免除申請書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償還の免除を受けたいので、関係書類 を添えて申請します。

記

- 1 資金の種別
- 2 借受者等の住所及び氏名

	住所	氏名
借主		
連帯借主		
法定代理人		
連帯保証人		
連帯保証人		

3 貸付けを受けた資金の借入金額及び借入期間

借入金額			借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

4 償還の免除を受けようとする額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円
償還の免除を受 けようとする額	円	円	円

- 5 償還の免除を受けようとする理由
- 注 借主及び連帯借主並びに連帯保証人が償還金の支払ができなくなった理由を証明する 書類を添えてください。

第29号様式 (第9条関係)

貸付決定番号	第	号
福祉化	呆健所・福祉事務所	経由

年 月 日

高知県知事

借主 住所

氏名

電話番号

連帯借主 住所

氏名

電話番号

償還金支払猶予申請書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金又は特例児童扶養資金の償還の猶予を受 けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 資金の種別
- 2 貸付けを受けた資金の借入金額及び借入期間

借入金額			借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

3 現在の償還期間

年 月 日から

年 月 目まで

4 償還済額

総額	うち元金分	うち利子分
円	円	円

5 償還未済額

総額	うち元金分	うち利子分
円	円	円

6 償還金の支払猶予を受けようとする期間

年 月 目から 年 月 目まで

- 7 償還金の支払猶予を受けようとする理由
- 注 償還金の支払猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えてください。

第29号様式の2 (第9条関係)

貸付決定番号 第 福祉保健所·福祉事務所 経由

年 月 日

高知県知事

申請者 住所 氏名 電話番号

特例児童扶養資金据置期間延長申請書

下記のとおり特例児童扶養資金の据置期間の延長を受けたいので、関係書類を添えて申 請します。

記

- 1 児童扶養手当証書の番号
- 2 貸付けを受けた特例児童扶養資金の借入金額及び借入期間

借入金額			借入期間			
円	年	月分から	年	月分まで	年	月

3 現在の据置期間の終了年月日

年 月 日

4 据置期間の延長期間

年 月 日から 年 月 日まで

注 前年及び前々年の所得並びに扶養する児童の状況を証明する書類を添えてください。

第30号様式 (第10条関係)

年 月 日

住所

氏名

様

高知県知事 印

貸付金償還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償 還の免除については、下記のとおり承認します。

記

- 1 資金の種別
- 2 資金の貸付金額
- 3 償還免除額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円
償還免除申請額	円	円	円
償還免除額	円	円	円

4 償還免除額の内訳

償還期別	金	額	償還期別	金額					
[貝/逐芳] か]	元金	利子	貝逐剂的	元金	利子				
	円	円		円	円				
		~~~~~	~~~~~						

私

恒

**第31号様式** (第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

印

住所

氏名 様

高知県知事

償還金支払猶予承認通知書

年 月 日付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金又は 特例児童扶養資金の償還の猶予については、下記のとおり承認します。

記

- 1 資金の種別
- 2 資金の貸付金額

円

3 償還未済額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円

4 償還金の支払猶予期間

/#\=#00/	金	額	際	/#: ±z.
償還期別	元金	利子	償還金の支払猶予期間	備考
	円	円	年 月 日から	
			年 月 目まで	
		~~~~~		~~~~~
				~~~~~
			年 月 日から	
			年 月 日まで	

第32号様式 (第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

住所

高知県知事

印

貸付金償還免除,償還金支払猶予不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償還の免除(母子・父子・寡婦福祉資金貸付金又は特例児童扶養資金の償還の猶予)については、下記の理由により承認することができません。

記

- 1 資金の種別
- 2 資金の貸付金額

3 償還未済額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円

4 承認することができない理由

榖

### **第33号様式** (第11条関係)

### 貸付申請者調査書

調査年月日	年	月	日	
調查担当者職·氏名				(F)

				調査結	課						
申請の日			資金の 種別				資金	申請金額	(月初	頂	円 円)
家庭	申請者と の続柄	氏名	年齢	同居又は 別居の別	健康 状態	先又に	は職業	収入収)	(月	家庭への 仕送り額	
の状											
況											
	備考										
申請	·		不重	b産						動	産
明者 の	区分	数量	評価額	自己使用	貸出	利用	借入	使用	区分	}	金額
資産			円								円
生状況											
OL											
	備考										
申	区分	資金の	種別又は借.	入先	借入	金額		償還期	間	未修	賞還金額
請者の	母子・父 子・寡婦						円				円
借入	福祉資金貸付金										
金の	XII II										
状況	//										
100	他の借入 金										
	備考										

資金の貸付けの必要性	申請者の職歴等	
申請者の人物像及び社会的信用度	償還の計画及び財源	

榖

内容	業の計画 容及び将 り見通し		
連帯	氏名等	電話番号	電話番号
F 保 証	勤務先又は	(  歳)	(  歳)
人の	動務元又は 職業	電話番号	電話番号
状況	収入 (年収)		
	不動産の所 有状況		
	動産の所有 状況		
	負債の状況		
	人物像		
	責任感及び 保証能力		
町木	対長の意見		
その	0他参考事項		
福祉	止保健所長又は	は福祉事務所長の意見	
	 上記のとおり幸 年	 W告します。 月 日	
		所長	A

### **第34号様式**(第13条関係)

### 貸付台帳

									貝川口									
貸作年度	计		4	年度	Ë	次分	電気	算入力 月日	年	:	月	日	借月還年	書:	返日	年	月	F
資金 種別						資:	金 5	貸付決 定番号	第		号		貸付約 知年月	快定: 月日	通	年	月	B
借受者	氏名		年	Ē.	月	日生	住所		電話	番号	ļ-			本籍				
首			年	Ξ	月	日生			電話番号									
	勤	勤務先又は職業 修学先又は										は信	多業先	の名	5称			
	異動欄 年 月 日													1	電話番号	<del>}</del>		
	年 月													1	電話番号	<del>-</del>		
						年	月	日						1	電話番号	<del>1</del>		
						年	月	日						1	電話番号	<del>-</del>		
						年	月	目						1	電話番号	<del>-</del>		
開光帯画	氏名		年	=	月	日生	住所		電話	番号	÷			勤先は業	務又職		借者 の 係	
人	異重	<b></b> 助欄				年	月	日						1	電話番号	<del>}</del>		
						年	月	日						1	電話番号	<del>}</del>		
連帯保証	氏名		白	=	月	日生	住所		電話	番号	ŀ			勤先は業			借者の係 受と関	
証人	異重	助欄	]			年	月	日							電話番号	<u>.</u>		
						年	月	日							電話番号			
貸作	<b>寸金</b> 額	頂	総智月智	-						円     貸付期間     年     月       年     月						日から 日まて		
利子	- 担	居置			過後	<b></b> 後年	パー	・セント	<ul><li>・無利子</li></ul>	他	の資金 (資付を)				'			
貸付金	月5	7	年月	日		年度 金額 円	年	月日	年度 金額 円		月日		年金額		年月日	金	年度 :額 円	備考
カ     5月       6月     7月       7月     8月       9月     10月       11月     12月														-				
償還	1月 2月 3月 計 賞選の方法及び期間 月賦						年償還			据	置期間	1		年	月	- - - - -		
1 🖪	回の作	賞還	金額	Ą		1	円	償還回	回数		1	回					口	
償還	世開 如	台年	:月			年	月	償還 期間	年年	月月	日か 日ま		更		年月年月		からまで	

30

私

恒

# (裏面)

家庭の状況	借受人と の続柄	氏名	年齢	同居又は 別居の別	摘要 (本人及び家族の生活状況、月収、年金等)
が状況					
171					
				記鉤	1.
				HO22	

### **第35号様式**(第13条関係)

### 貸付台帳

(母子・父子福祉団体用)

法人の名称							人の 所の		る事 地						
代表者の職・ 名	•氏						付け 場の		る事 地						
資金の種別		資金		全 貸	付期	間					月 月		から まで		
貸付決 定金額	1		円	貸付決 定番号		第		号		寸決2			年	月	日
貸付金の交付	寸金額				Р	9 貸	付金	の交	付年	月日		年		月	日
償還の方法及	及び期間	間	月賦			年代	賞還			据证	置期間			年	月
1回の償 還金額		円	償還 回数	口	償還 期間		年年			からまで	利子	据置		経過行せい	
役職名			住所				氏	名		性兒	引 異	動の年			
員の															
住															
所 及															
び氏															
名 ———															
4															
貸付け		住	所			氏名	Ż.		扶養る児	しては	、 異	動の年	月日	及び野	里由
に係る 事業に									داره	±473	**				
使用さ れる者															
のうち 配偶者															
のない															
者で現 に児童 ――															
を扶養してい															
るもの —— 又は寡															
婦の住															
所及び 氏名等															
, ,															
貸付けに係る事業に使	年 現在	月	日 · :	年月日 E	現在	¥ 月 E	日	現在	年 月 E	日	年 現在	月日	現	年 月 在	H
用される者 のうちその 他の者の数		3	名	名			名			名		名			名

苯

### (裏面)

						償還	状況						
回数	期日	元金	利子	収入年 月日	違約金	収入年 月日	回数	期日	元金	利子	収入年 月日	違約金	収入年 月日
月 1							月 31						
月 2							月 32						
月 3							月 33						
月 4							月 34						
月 5							月 35						
~~~	~~~		~~~		~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~		~~~	~~~
~~~	~~		<b>~</b>		~~		~~	~	<b>~</b>	~~		<b>~</b>	
月 26							月 56						
月 27							月 57						
月 28							月 58						
月 29							月 59						
月 30							月 60						

### **第36号様式**(第14条関係)

	貸付台帳番号			貸付決定番号				借受者指導表					
				第   号				旧人口用守权					
			借主 (借受者)					連帯借主					
氏名	3												
生年月日					年 月 日					年	月	日	
住所		電話番号						電話番号					
本第	音										, ра		
異重	功欄												
家庭の状況	氏名			続柄 年齢 勤務			務先又	(は職業			備考		
貸	資金の種	金の種別		資金			金 償還	還方法 月賦					
付金関	貸付金額		総額 (月額			円 円)		償還期間		年年		日かり日まっ	
関係	貸付決済	定年	(月額				les est the est			+			
	月日				年	月日		<b>置期間</b>			年	月	
	貸付期間				年 月 年 月			業の種類					
	貸付金の使 途計画												
連帯保証人	住所				電話番号			電話番号					
	氏名												
	生年月 日等	生	借受 年月日 との 係		昔受者 との関 系	勤務先又 は職業	収入 (年 収)	生年月	生年月日		勤務先又 は職業	収) (4 収)	
			年月日					年	月日				
	異動欄					I .	1			1	II.	1	

32

### (裏面)

### 資金使途状況

借受者の氏名	資金の種別	貸付決定番号	貸付金額	
	資金	第   号		円
日付	記録		長	担当

### 附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の 規定は、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

·····

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

### 高知県規則第101号

### 高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則(昭和50年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「労働の能力」を「労働能力」に改め、同項第11号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第6条第4項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。